



島根県報

平成31年3月26日（火）

第3,094号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	(産 業 振 興 課)	3
島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	(都 市 計 画 課)	7

【告 示】

平成30年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	(畜 産 課)	15
土地改良区の設立申請	(農 村 整 備 課)	15
県営土地改良事業計画の変更	(")	15
保安林予定森林（2件）	(森 林 整 備 課)	16
保安林の指定	(")	17
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	17
補助金等交付規則第3条の規定により島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金の交付の対象等を定める告示	(観 光 振 興 課)	17
補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示	(企 業 立 地 課)	18
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	21

【訓 令】

島根県職員被服等貸与規程の一部改正	(人 事 課)	22
-------------------	---------	----

【特定調達公告】

島根県立学校校務用ファイルサーバ等賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	(学 校 企 画 課)	24
島根県立特別支援学校普通教室 I C T 環境整備事業（松江ろう学校外10校）に係る一般競争入札の実施	(特 別 支 援 教 育 課)	24

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		27
---------------------	--	----

【雑 報】

公営住宅法の規定による益田市営住宅及び共同施設の管理の実施	(建 築 住 宅 課)	27
-------------------------------	-------------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 規則の概要

(1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
自動滴定装置	1時間につき	200円
水蒸気蒸留装置	1時間につき	300円
シングル四重極型GCMS	1時間につき	900円
窒素分解システム	1時間につき	130円
ケルダール蒸留装置・滴定装置	1時間につき	680円
水分活性測定装置	1時間につき	70円
簡易アルコール分析器	1時間につき	50円
リアルタイムPCR解析システム	1時間につき	110円

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
紫外可視分光光度計	1時間につき	60円

(2) 島根県産業技術センター及び島根県産業技術センター浜田技術センターの設備機器から次の設備機器を削除することとした。（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

紙耐折度試験機、紙引張試験機、紫外可視分光光度計、ガスクロマトグラフ、水蒸気蒸留—電動滴定装置、ケルダール窒素分析装置、マッフル炉、パルピスミニスプレー、窒素分析装置、ビデオマイクロスコープ、リアルタイムPCR及び最適化ソフトウェア

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

真空凍結乾燥機、真空包装機、マイクロプレートリーダー及び3Dスキャナ

(3) 定量分析のうち食品特殊分析の手数料の改正（別表第2関係）

改正前		改正後	
分析等の内容	手数料の額	分析等の内容	手数料の額
合成着色料、水分活性又は保存料	1試料1項目につき 6,110円	水分活性	1試料につき 1,920円

(4) 島根県産業技術センターが依頼を受けて行う分析等から次の分析等を削除することとした。（別表第2関係）

ア 定量分析のうち食物繊維分析

イ 繊維・製紙試験

ウ 機械・器具等試験のうち材料試験に係る高温摩擦摩耗試験

エ 無機材料試験のうち製品試験に係る細孔分布測定、落砂式耐摩耗試験及び衝撃試験

オ 調製又は加工のうち紫外線硬化樹脂による造形

(5) その他規定の整備

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第19号）

1 規則の概要

屋外広告業の登録の申請書及び添付書類並びに登録内容に変更が生じた場合の変更届出書の様式の整備（第10条・様式第10号・様式第12号・様式第12号の2関係）

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第18号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

「

紙耐折度試験機	1時間につき	50円
紙引張試験機	1時間につき	50円
ダブルビーム分光光度計	1時間につき	50円
紫外可視分光光度計	1時間につき	60円
偏光ゼーマン原子吸光分光光度計	1時間につき	400円
ガスクロマトグラフ	1時間につき	90円
水蒸気蒸留—電動滴定装置	1時間につき	650円

別表第1の1の表中

を

」

「

ダブルビーム分光光度計	1時間につき	50円
偏光ゼーマン原子吸光分光光度計	1時間につき	400円

に、

」

「

ケルダール窒素分析装置	1時間につき	690円
遊星ボールミル	1時間につき	110円

を

」

「

遊星型ボールミル	1時間につき	110円
----------	--------	------

に、

」

「

試料粉碎装置	1時間につき	100円
マッフル炉	1時間につき	50円

を

」

「

試料粉碎装置	1時間につき	100円
--------	--------	------

に、

」

「

3次元計測電子顕微鏡	1時間につき	1,040円
------------	--------	--------

」

を

「

3次元計測電子顕微鏡	1時間につき	1,040円
自動滴定装置	1時間につき	200円
水蒸気蒸留装置	1時間につき	300円
シングル四重極型GCMS	1時間につき	900円

」

に、「PH計」を「pH

計」に、

紫外可視分光光度計	1時間につき	60円
超小型2軸エクストルーダ	1時間につき	910円
パルビスミニスプレー	1時間につき	160円

」

を

「

超小型2軸エクストルーダ	1時間につき	910円
--------------	--------	------

」

に、

「

ジュール熱加熱器	1時間につき	360円
窒素分析装置	1時間につき	120円
ガスクロマトグラフ	1時間につき	130円

」

を

「

ジュール熱加熱器	1時間につき	360円
----------	--------	------

」

に、

「

クリープメータ	1時間につき	200円
ビデオマイクロスコープ	1時間につき	110円

」

を

「

クリープメータ	1時間につき	200円
---------	--------	------

」

に、

「

ガスクロマトグラフタンデム四重極型質量分析装置	1時間につき	2,110円
リアルタイムPCR	1時間につき	370円

」

を

「

ガスクロマトグラフタンデム四重極型質量分析装置	1時間につき	2,110円
-------------------------	--------	--------

」

に、

送風定温乾燥器	1時間につき	50円	を
---------	--------	-----	---

「

送風定温乾燥器	1時間につき	50円	に、
窒素分解システム	1時間につき	130円	
ケルダール蒸留装置・滴定装置	1時間につき	680円	
水分活性測定装置	1時間につき	70円	
簡易アルコール分析器	1時間につき	50円	
リアルタイムPCR解析システム	1時間につき	110円	

「

イメージベース解析ソフトウェア	1時間につき	350円	を
最適化ソフトウェア	1時間につき	450円	

「

イメージベース解析ソフトウェア	1時間につき	350円	に改め、別表第1の2の表
-----------------	--------	------	--------------

中「PHメータ」を「pHメータ」に、

「

インキュベータ	1時間につき	50円	を
真空凍結乾燥機	1時間につき	50円	

「

インキュベータ	1時間につき	50円	に、
---------	--------	-----	----

「

真空包装機	1時間につき	50円	を
塩分分析計	1時間につき	50円	
ハンディ型簡易分光色差計	1時間につき	50円	
マイクロプレートリーダー	1時間につき	100円	

「

塩分分析計	1時間につき	50円	に、
ハンディ型簡易分光色差計	1時間につき	50円	

「

においかぎGCMSシステム	1時間につき	900円	を
3Dスキャナ	1時間につき	110円	

「

においかぎGCMSシステム	1時間につき	900円	に、
---------------	--------	------	----

「

クリーンベンチ	1時間につき	50円	を
---------	--------	-----	---

」

「

クリーンベンチ	1時間につき	50円	に、
紫外可視分光光度計	1時間につき	60円	

」

「

電気炉 (16キロワット)	1時間につき	460円	を
色彩色差計	1時間につき	50円	

」

「

電気炉 (16キロワット)	1時間につき	460円	に、
---------------	--------	------	----

」

「

スタンプミル	1時間につき	50円	を
--------	--------	-----	---

」

「

スタンプミル	1時間につき	50円	に改める。
色彩色差計	1時間につき	50円	

」

別表第2の2の項第2号中「水素イオン濃度」を「pH」に改め、同項第4号中

「

1 水分、塩分、酸度、粘度、エキス分又は水素イオン濃度	1試料1項目につき	1,630円	を
2 灰分、総窒素又はアルコール	1試料1項目につき	2,480円	
3 粗脂肪、粗繊維又は糖分	1試料1項目につき	5,390円	

」

「

1 水分、塩分、酸度、エキス分又はpH	1試料1項目につき	1,630円	に改め、同項第5号を次のよう
2 灰分、総窒素又はアルコール	1試料1項目につき	2,480円	
3 粗脂肪	1試料につき	5,390円	

」

に改める。

(5) 食品特殊分析	水分活性	1試料につき	1,920円
------------	------	--------	--------

別表第2の2の項第10号及び第11号中「1試料につき」を「1試料1成分につき」に改め、同項中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) イオンクロマトグラフ分析	(陽イオン) ナトリウムイオン、アンモニウムイオン、カリウムイオン、マグネシウムイオン、カルシウムイオン・(陰イオン) フッ化物イオン、塩化物イオン、亜硝酸イオン、臭化物イオン、硝	1試料につき	12,800円
-------------------	--	--------	---------

	酸イオン、りん酸イオン、硫酸イオン	
--	-------------------	--

別表第2の2の項中第20号を削り、第21号を第20号とし、同表7の項を削り、同表8の項第2号中

「

	4 高温摩擦摩耗試験	1 試料 1 時間までごとに 4,530円
	5 微小荷重による強度試験	5 試験片まで 2,420円 1 試験片増すごとに 350円加算

」

を

「

	4 微小荷重による強度試験	5 試験片まで 2,420円 1 試験片増すごとに 350円加算
--	---------------	-------------------------------------

」

に改め、同項を同表7の項とし、同表中9の項を8の項とし、同表10の項第1号中「熱膨張試験又は示差熱試験」を

「及び示差熱試験、示差走査熱量測定又は熱膨張試験」に改め、同項第2号中

「

	5 耐酸試験又は耐アルカリ試験	1 試料 1 試験につき 6,560円
	6 熱伝導率試験	1 試料につき 6,760円
	7 凍害試験	1 試料につき 10,080円
	8 細孔分布測定	1 試料につき 5,500円
	9 落砂式耐摩耗試験	1 試料につき 1,590円
	10 耐透水性試験	1 試料につき 1,330円
	11 衝撃試験	1 試料につき 1,640円

」

を

「

	5 耐薬品性試験	1 試料 1 試験につき 6,560円
	6 熱伝導率試験	1 試料につき 6,760円
	7 凍害試験	1 試料につき 10,080円
	8 耐透水性試験	1 試料につき 1,330円

」

に改め、同項を同表9の項とし、同表中11の項を10の項とし、同表12の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項を同表11の項とし、同表中13の項を12の項とし、14の項を13の項とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第19号

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「屋外広告業登録事項変更届」を「屋外広告業登録事項変更届出書」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第9条関係)

(第一面)

収入証紙
貼付欄

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名

印

(法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)

担当者名 ()

電話番号 ()

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、島根県屋外広告物条例第18条の2第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	※登録番号	島根県屋外広告業登録第 号
		※登録年月日	年 月 日
		※登録有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで
フリガナ 氏名 及び生年月日 (法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日)		生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人	
住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)		郵便番号 (-) 電話番号 () -	
主たる業務の内容			

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄				手数料

(第二面)

1 島根県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の フリガナ 名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号	
	-----	-----	-----	
	-----	-----	-----	
2 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	所属 営業所名	フリガナ 業務主任者の氏名	資格名及び 交付番号等	摘 要
	-----	-----	-----	-----
	-----	-----	-----	-----
	-----	-----	-----	-----
3 法人である場合の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。)の職名及び氏名	職 名		フリ 氏	ガナ 名
	-----		-----	-----
	-----		-----	-----
4 未成年者である場合の 法定代理人の氏名、商号 又は名称及び住所	フリガナ 氏名及び 生年月日 〔法人にあつては〕 商号又は名称、 代表者の氏名及 び生年月日	生年月日_____年_____月_____日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
	住所 〔法人にあつては〕 主たる事務所の 所在地	郵便番号 (-) 電話番号 () -		

(第三面)

5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名		フリ 氏	カナ 名
6 他の地方公共団体における登録	登録を受けた 地方公共団体名	登録・特例届出 の別	登録(届出) 年 月 日	登録(届出)番号
		登 録 特例届出		
7 所属する屋外広告業の 事業者団体				

備考

- 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」、「登録・特例届出の別」については、それぞれ該当するものに丸印を付すこと。
- 3 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 5 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入すること。
- 6 「島根県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、県の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。
- 7 「他の地方公共団体における登録」欄には、既に他の都道府県知事又は市長の登録を受けている場合には、全て記入すること。

様式第12号中

「

住 所 〔法人にあつては、主たる事 務所の所在地〕	〒		
		電話番号	
フリガナ 商号、名称又は氏名		生年月日	

を

」

「

住 所	〒		
		電話番号	
フリガナ 氏 名		生年月日	

に改

」

める。

様式第12号の2を次のように改める。

様式第12号の2 (第10条関係)

(第一面)

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名

印

(法人にあっては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)

担当者名 ()

電話番号 ()

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

島根県屋外広告物条例第18条の5第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	島根県屋外広告業登録第 号		
登録年月日	年 月 日		
フリ 氏 及び生年月日 (法人にあっては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日)	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	郵便番号 (-) 電話番号 () -		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名及び住所 (法人にあっては商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 2 営業所の名称及び所在地 3 役員の氏名 4 法定代理人の氏名及び住所 (法人にあっては商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名)			

(第二面)

5 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称			
変更理由			

- 備考 1 「法人・個人の別」、「変更に係る事項」については、いずれか該当するものに丸印を付すこと。
- 2 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県屋外広告物条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

告 示

島根県告示第181号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定による平成30年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成31年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11509631986	正之助（全和黒原6231）	肉用牛 黒毛和種	1 級

島根県告示第182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第 7 条第 1 項の規定により、大田市水上町三久須140番地 3 廣山勝秀外15名から大田市水上町三久須土地改良区の設立認可の申請があり、同法第 8 条第 1 項の規定により当該申請を適当と決定したので、同条第 6 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成31年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
大田市役所

島根県告示第183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 1 項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所

八尾川以南地区用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	隠岐の島町役場
--------------------------------	--------------	------------	---------

島根県告示第184号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年 3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町鱒淵1310-1、1310-3、3588から3590まで、3591-4、3593-1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第185号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年 3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市匹見町道川イ1027-1、イ1028-1、イ1029-3

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第186号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年 3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市八雲町熊野6274、6275

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第187号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成31年 3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

出雲市大社町字龍352-2 福間文雄

〃 杵築西2217-1 中島貞之

〃 日御碕471 齋藤友義

(2) 加入区

大社町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第188号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金の交付の対象等を次のように定め、平成31年4月1日から施行する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成29年島根県告示第207号）は、廃止する。

平成31年3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金

2 交付の目的

旅行者が島根県への観光を目的とした貸切バス旅行を実施する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、島根県への旅行商品の造成を促進し、県内観光産業の振興を図ることを目的とする。

3 交付の対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者とする。

4 交付の対象となる事業の内容

次の要件を全て満たす団体向けの受注型企画旅行及び個人向けの募集型企画旅行で、知事が適当と認めるもの

- (1) 中国5県（石見地域又は隠岐地域での宿泊が1泊以上ある場合は、島根県）を除く地域を貸切バスの発地とするバス旅行であること。
- (2) 島根県内のホテル、旅館等の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- (3) 島根県内の観光施設等（立ち寄り証明書の発行が受けられるものに限り、宿泊施設を除く。）を旅程に3か所以上含めること。
- (4) 貸切バス1台につき、団体の構成人数（乗務員及び添乗員を除く。）が20名以上であること。ただし、石見地域又は隠岐地域での宿泊が1泊以上ある場合は、15名以上とする。
- (5) 次の旅行に該当しないこと。
 - ア 学校行事として実施する旅行
 - イ 会議又は研修を目的とした旅行
 - ウ 宗教活動又は政治活動を目的とした旅行
- (6) 島根県、公益社団法人島根県観光連盟等のバス助成を受けていないこと。

5 交付金額

4月1日から9月30日までの期間に催行し、帰着するバス旅行にあつてはバス1台当たり30,000円に、12月1日から3月31日までの期間に催行し、帰着するバス旅行にあつてはバス1台当たり50,000円に、それぞれ島根県内での宿泊数を乗じて得た額とする。

島根県告示第189号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定め、平成31年4月1日から施行する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示（平成30年島根県告示第244号）は、廃止する。

平成31年3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）

2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

3 交付の対象となる者

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）であって、次に掲げる場合に依りて次に定める要件を備えたもの

- (1) 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号に掲げる場合 増加固定資本額（規則第3条第1項第1号ア又は第1号の2アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間（規則第5条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）が受理された日から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。以下同じ。）に新たに取得した投下固定資本（当該認定企業が同企業に全額出資している企業（主たる事務所が県外にあるものに限る。）の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行った場合若しくは認定企業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社並びに会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く。）が賃貸借取引に準ずる会計処理を行った場合にあっては、当該投下固定資本を含む。以下同じ。）に係る経費の総額をいう。以下同じ。）が1億円以上であって、増加常用従業員（申請書が受理された日その他の知事が別に定める時点に比べ、認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業（以下「全額出資企業」という。）が助成対象期間に当該認定企業の立地に伴い増加させた雇用期間の定めのない従業員（規則第3条第1項第2号又は第5号に掲げる場合にあっては、雇用期間の定めがある者で実質的に雇用期間の定めのない従業員に準ずると認められるもの（以下「契約社員」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号の継続雇用制度により雇用される従業員（同条第2項の規定により継続雇用制度に含まれるものとされる制度により雇用される従業員を含む。）で知事が認めるものの数（以下「増加常用従業員数」という。）が10人以上であること。
- (2) 規則第3条第1項第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が5,000万円以上であって、増加常用従業員数が5人以上であること（増加固定資本額が1億円以上であって、増加常用従業員数が10人以上である場合を除く。）。
- (3) 規則第3条第1項第2号に掲げる場合 増加常用従業員数が10人以上であって、かつ、増加常用従業員のうち契約社員以外のものの数が5人以上であること。
- (4) 規則第3条第1項第3号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。
- (5) 規則第3条第1項第4号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であること。
- (6) 規則第3条第1項第5号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であって、かつ、増加常用従業員のうち契約社員以外のものの数が3人以上であること。
- (7) 規則第3条第1項第6号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。

4 助成金の交付の対象及び額

(1) 交付の対象

増加固定資本額（助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の財源の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。）及び増加常用従業員に係る経費

(2) 交付の額

次のア及びイに掲げる額の合計額又はア及びウに掲げる額の合計額（コールセンター業（隠岐郡に立地するものを除く。）にあってはアに掲げる額、規則第3条第1項第3号又は第4号に該当する場合にあってはイ又はウに掲げる額、同項第6号に該当する場合にあってはウに掲げる額）とする。

ア 増加固定資本額（規則第3条第1項第2号又は第5号に該当する場合にあっては、増加固定資本額1,000万円以上の場合に限る。）に、別表第1の立地の区分欄に応じ同表の助成率欄に掲げる助成率に別表第2の立地の区分欄、業種欄及び要件欄に応じ同表の加算する助成率欄に掲げる助成率を加えた率を乗じて得た額（その額が7億円

を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の立地の区分欄に該当する場合は、7億円に同表の上限額の加算欄に掲げる額をそれぞれ加算した額)

イ 増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）に100万円（規則第2条第2号、第4号又は第5号において増加常用従業員が契約社員である場合は、50万円）を乗じて得た額（コールセンター業であって、隠岐郡に立地するものについて、当該額が3,000万円を超える場合は、3,000万円）

ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）に所在し、かつ、資本金の額が3億円以下又は常用従業員の数が300人以下の企業（別表第4の1の項から3の項までのいずれかに該当する場合を除く。以下「中小企業」という。）の増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）に130万円（過疎地域に所在する中小企業で、規則第2条第2号、第4号又は第5号において増加常用従業員が契約社員である場合は、65万円）を乗じて得た額（コールセンター業であって、隠岐郡に立地するものについて、当該額が3,000万円を超える場合は、3,000万円）

5 助成金の交付

助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあっては、2億円を超える部分の助成金について、交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

6 財産処分制限

助成金の交付を受けた認定企業は、助成額の算定の基礎となった土地、建物又は償却資産をその交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、又は担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、助成金の交付決定日から7年を経過した場合は、この限りでない。

7 助成金の返還等

知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。

(2) 助成金の交付決定日から7年以内に、業績が悪化していない状況において、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと（企業の責めに帰すべき事由によらない場合を除く。）。

別表第1

立地の区分	助成率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。）（以下「県外新規立地」という。）	15パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、公的工業団地（県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定するものをいう。）をいう。）内に新たに用地を取得（過去に条例第6条第1項に規定する認定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。）して建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（以下「みなし新規立地」という。）	15パーセント
3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（みなし新規立地の場合を除く。）（以下「県内増設」という。）	10パーセント
4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合（以下「償却資産の増」という。）	10パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに定める施設をいう。

ア 規則第2条第1号に掲げる業種 工場立地法第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第2号から第6号までに掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

別表第2

立地の区分	業種	要件	加算する助成率
1 県外新規立地又は はみなし新規立地 の場合	1 規則第2条第1号に掲 げる業種	特に産業の高度化に資すると認められる企業	5パーセント
		地域経済への貢献が顕著であると認められる企 業	2パーセント、 4パーセント又 は5パーセント
		過疎地域に所在する企業	5パーセント
	2 規則第2条第2号、第 4号又は第5号に掲げる 業種	特に産業の高度化に資すると認められる企業	5パーセント
		地域経済への貢献が顕著であると認められる企 業	2パーセント又 は5パーセント
		過疎地域に所在する企業	5パーセント
2 県内増設又は償 却資産の増の場合	1 規則第2条第1号又は 第2号に掲げる業種	次に掲げる要件を全て満たす企業 (1) 過疎地域に所在する企業 (2) 県外新規立地又ははみなし新規立地の計画認 定を受けた企業 (3) (2)の認定を受けた日から10年以内に県内増 設又は償却資産の増により申請書を提出する 企業	5パーセント

備考 複数の要件に該当する場合は、合算した助成率を加算する（最高15パーセントを加算）。

別表第3

立地の区分	上限額の加算
1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用 従業員数が30人以上のもの	3億円
2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもので、その事業内 容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの	2億円

別表第4

- 1 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）
第2条第1項各号に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
- 2 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

島根県告示第190号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用
する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について
意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年3月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや三刀屋店 島根県雲南市三刀屋町三刀屋73番地5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社エムランド 代表取締役 梅木 秀昭 島根県雲南市三刀屋町三刀屋122番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 229台 (建物北側及び東側並びに南側)

(変更後) 179台 (建物北側及び東側)

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 7か所

(変更後) 3か所

(4) 変更の年月日

平成30年10月16日

2 届出年月日

平成31年 3月13日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課 (雲南市木次町里方521番地1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

訓**令**

島根県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関
県 議 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
島根海区漁業調整委員会事務局
隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程 (昭和46年島根県訓令第2号) の一部を次のように改正する。

平成31年 3月26日

別表の1の表1の項中「に関する」を「及び県有施設に係る建築工事の執行業務に関する調査、測量、」に改め、同表4の項を次のように改める。

4	消防学校に勤務する職員	冬制服（上、下）	1着	3年
		夏制服（上、下）	2着	3年
		救助型立体活動服（冬） （上、下）	2着	3年
		救助型立体活動服（夏） （上、下）	2着	3年
		制帽（冬、夏）	1個	3年
		アポロキャップ	2個	3年
		安全帽	1個	3年
		安全靴	1足	3年
		制服用ネクタイ	1個	3年
		ベルト（冬、夏、立体活動服）	1個	3年

別表の1の表5の項中「畜産及び」を「畜産、鳥獣及び」に改め、同表25の項中「金属技術科」を「機械技術科」に改め、「若しくは機械・電気・環境科」を削り、同表27の項を次のように改める。

27	隠岐支庁、県土整備事務所、浜田河川総合開発事務所、浜田港湾振興センター、出雲空港管理事務所又は宍道湖流域下水道管理事務所に勤務し、次の業務に従事する職員（安全靴にあっては、隠岐支庁県土整備局維持管理部維持管理課並びに島前事業部工務第一課及び工務第二課並びに県土整備事務所維持課、維持管理課並びに維持第一課及び維持第二課の職員のうち落石対策に関する業務に従事する職員に限る。） 1 土木工事の執行に係る調査、測量、監督及び検査 2 公共土木施設の管理 3 建築工事の執行に係る調査、測量、監督及び検査 4 ダム又は空港の管理 5 地下資源に関する業務	作業衣（冬）	1着	4年
		作業衣（夏）	1着	4年
		安全靴	1足	3年

別表の2の表を次のように改める。

2 行政事務及び現業業務に従事する職員

1	調理師及び調理員	調理服（冬）	3着	3年
		調理服（夏）	3着	3年
		作業ズボン又はスカート	1着	1年
		長靴	1足	3年
2	予防技術業務に従事する職員	作業衣（冬）	2着	4年
		作業衣（夏）	3着	4年
		作業靴	1足	3年
		作業帽	1個	3年
3	管理業務に従事する職員	作業衣（冬）	2着	4年
		作業衣（夏）	3着	4年

		作業靴	1 足	3 年
		長靴	1 足	3 年
		作業帽	1 個	3 年
4	運転業務に従事する職員	作業衣（冬）	2 着	4 年
		作業衣（夏）	3 着	4 年

附 則

この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公告する。

平成31年 3月26日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

1 件名及び数量

島根県立学校 校務用ファイルサーバ等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町 1 番地

3 落札者を決定した日

平成31年 2月 1日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社えすみ松江営業所 所長 平岡 秀則 松江市西嫁島三丁目 2 番13号

5 落札金額

56,894,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成30年12月21日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

平成31年 3月26日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

島根県立特別支援学校普通教室 I C T 環境整備事業（松江ろう学校外10校） 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成31年（2019年）11月28日から平成36年（2024年）11月27日まで

(4) 納入期限

平成31年（2019年）11月27日（水）

ただし、システムの構築期限は平成31年（2019年）11月25日（月）とする。

(5) 納入場所

島根県立松江ろう学校（島根県松江市古志町191-6）

島根県立浜田ろう学校（島根県浜田市国分町342-2）

島根県立松江養護学校（島根県松江市西川津町31）

島根県立松江養護学校乃木校舎（島根県松江市乃木福富町733-2）

島根県立松江養護学校安来分教室（島根県安来市佐久保町115）

島根県立出雲養護学校（島根県出雲市神西沖町2485）

島根県立出雲養護学校大田分教室（島根県大田市久手町刺鹿522-1）

島根県立出雲養護学校邇摩分教室（島根県大田市仁摩町仁万907）

島根県立出雲養護学校みらい分教室（島根県出雲市神西沖町2534-2）

島根県立出雲養護学校雲南分教室（島根県雲南市三刀屋町三刀屋1212-32）

島根県立石見養護学校（島根県邑智郡邑南町中野2384-18）

島根県立浜田養護学校（島根県浜田市国分町342-2）

島根県立益田養護学校（島根県益田市横田町2120-1）

島根県立隠岐養護学校（島根県隠岐郡隠岐の島町城北町363）

島根県立松江清心養護学校（島根県松江市東生馬町11）

島根県立江津清和養護学校（島根県江津市渡津町772）

島根県立松江緑が丘養護学校（島根県松江市上乃木五丁目18番1号）

(6) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿において、次のア又はイのいずれかの業種に登録されている者であること。

ア 営業種目の大分類「文具・事務用機器」小分類「情報処理機器」に登録されている者であること。

イ 営業種目の大分類「借入品」小分類「情報処理機器」に登録されている者であること。

(5) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有すること。

- (6) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポート、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (7) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (8) 島根県が行う物品の売買、借入れに係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (9) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階

島根県教育庁特別支援教育課

電話 0852-22-5420

ファクシミリ 0852-22-6231

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成31年（2019年）3月26日（火）から同年5月22日（水）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、ファクシミリで上記の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

日時 平成31年（2019年）5月22日（水）午前11時00分まで

（郵便入札にあつては、平成31年（2019年）5月22日（水）午前10時30分必着）

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

（郵便入札にあつては、(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

日時 平成31年（2019年）5月22日（水）午前11時00分から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第61条第1項中の「その者の見積る契約金額」は「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」は「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成31年（2019年）5月13日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（特別支援教育課）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service required : Details : Lease and maintenance of Projector and Tablet for education at Matsue Deaf School and 10 other schools 1 Set

(2) Deadline for Tender : 11 : 00 a.m. May 22, 2019

(Applications by mail must arrive at the Office above by 10 : 30 a.m. May 22, 2019)

(3) Please tender all information to : C/O Special Needs Education Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan

TEL : 0852-22-5420

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成31年 3月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
介護医療院 宇賀の里つばさ	松江市上乃木3-4-1	平成31年 3月14日

雑**報**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、益田市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成31年 3 月 26 日

島根県住宅供給公社理事長 松 本 功

1 益田市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 益田市に代わって管理を行う市営住宅及び共同施設の名称

市営沖田住宅外35住宅及び共同施設

3 益田市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理の内容

(1) 益田市営住宅管理条例（平成9年益田市条例第21号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第3条	入居者の公募の方法に関する事務
第4条	公募の例外に関する事務
第7条	入居の申込み及び決定に関する事務
第8条第2項及び第4項	入居者の選考に関する事務
第9条	入居補欠者決定に関する事務
第10条	住宅入居の手続に関する事務
第11条	同居の承認に関する事務
第12条	入居承継に関する事務
第19条第2項及び第3項	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第23条	市営住宅不在届に関する事務
第25条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第26条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第30条第1項及び第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第32条	収入超過者に対する他の住宅のあっせん等に関する事務
第33条第1項	入居期間の通算に関する事務
第34条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第39条第1項	市営住宅の退去手続に関する事務
第40条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡し請求に関する事務
第54条第1項	市営住宅立入検査に関する事務

(2) 益田市営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 益田市営住宅の家賃の納付指導に関する事務

(4) 益田市営住宅駐車場の管理に関する事務

4 益田市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

2019年4月1日から2024年3月31日までの期間